

令和2年度岩手県主任介護支援専門員更新研修 実施要項（6月修正版）

※変更箇所は朱書き下線で記載しております。

1 研修目的

主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期限の更新時に併せて、研修の受講を課することにより、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たして行くために必要な能力の保持・向上を図ることを目的とします。

2 実施主体

公益財団法人いきいき岩手支援財団（岩手県指定研修実施機関）

3 受講対象者

- (1) 介護支援専門員として岩手県に登録がある者（他県の登録者は、受講地変更手続きが必要です。）
- (2) 主任研修又は主任更新研修修了証明書の有効期間が概ね2年以内に満了（平成27年度及び平成28年度修了者）する者で、かつ、次の1～5のいずれかに該当する者
（ただし、受講申込日から研修終了日までの間、有効な介護支援専門員証を保有する者に限ります。）

No.	岩手県の受講対象者の要件
1	○ 法定研修の企画担当者、研修講師、ファシリテーター又は実習指導者
2	○ 下記(1)に規定する法定外研修を、下記(2)のとおり受講した者
	<p>(1) 法定外研修の要件 次のア～エの全てに該当する研修であること</p> <p>ア 主催者</p> <p>①地域包括支援センター及び行政関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター ・岩手県地域包括・在宅介護支援センター協議会 (全国団体、地区団体を含む) ・岩手県社会福祉協議会 (全国社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会を含む) ・岩手県、市町村、盛岡北部行政事務組合、一関地区広域行政組合、久慈広域連合、二戸地区広域行政事務組合 <p>② 職能団体（全国団体、地区団体を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩手県介護支援専門員協会 ・岩手県社会福祉士会 ・岩手県介護福祉士会 ・岩手県訪問看護ステーション協議会 <p>③ 学術団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本ケアマネジメント学会 <p>イ 研修内容 <u>主任介護支援専門員の資質の向上に必要な知識技術に係るものであること</u></p> <p>ウ 研修時間 講義又は演習（グループワーク等）の時間の合計が、<u>1回につき3時間程度</u>であること</p> <p>エ 修了証明 主催者から修了証明書が交付される等、研修の受講証明が行われること</p>
	<p>(2) 受講状況の要件 (1)の研修の受講状況が、次のオ・カの両方に該当していること</p> <p>オ 受講回数 主任介護支援専門員更新研修受講の前年度において、(1)に該当する研修を、4回以上受講していること。ただし、1回につき3時間を超える研修は、3時間ごとに1回の受講として取り扱う。</p> <p>カ 演習が含まれた研修の受講 オで規定する4回のうち、必ず1回は90分以上の演習が含まれた研修を受講していること</p>

3	○ 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者（自らが主となって研究・論文執筆したものを対象とし、それ以外の共同研究等は除く。）
4	○ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネージャー
5	○ 介護支援専門員地域同行型研修においてアドバイザーを務めた者

注1：No.2の法定外研修は、当財団ホームページにて確認ください。

注2：No.1・3・5は、主任研修又は前回の主任更新研修修了証明書の修了年月日以後、主任更新研修受講申込日までの間の実績を対象とします。

No.4は、主任更新研修受講申込日時点で要件を満たしていることが必要です。

4 定員 100 名

5 研修日程及び内容

(1) 研修期間及び実施場所

	研修期間	実施場所
研修①	<u>令和3年1月14日(木)～15日(金)</u>	<u>①③岩手県産業会館(サンビル)</u> <u>(盛岡市大通一丁目2番1号)</u>
研修②	<u>令和3年2月8日(月)～10日(水)</u>	<u>②盛岡市勤労福祉会館</u> <u>(盛岡市紺屋町2番9号)</u>
研修③	<u>令和3年3月8日(月)～10日(水)</u>	<u>※①の会場が変更になりました。</u>

(2) 研修内容

「介護保険法施行令第37条の15第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準」(平成18年厚生労働省告示第265号)第2号の規定により別表のとおり実施するものとし、合計46時間以上とします。

なお、令和2年度のカリキュラムは、別紙1「令和2年度岩手県主任介護支援専門員更新研修日程」のとおりとし、合計47.5時間とします。

6 修了評価

介護支援専門員ガイドライン(厚生労働省)に基づく研修記録シートの提出に加え、各科目の到達目標の達成度を確認するため、科目修了時に習熟度チェックを行うものとします。

7 研修修了認定

(1) 研修の全課程を修了した者に修了証明書を交付します。

(2) 欠席のある場合及び以下の場合は、修了証明書は交付できません。

ア 遅刻・早退・長時間の離席等がある場合

イ 提出書類に不備・不足がある場合、指定された期日までに提出がない場合

ウ 研修中の留意点を守らない場合、他受講者の受講の妨げとなる行為等が見られた場合

8 修了証明書の交付

研修の修了認定された者には、研修最終日に修了証明書を交付します。修了証明書の再発行はいたしませんので、ご自身で大切に保管してください。

なお、申込書類等の記載事項が事実と異なっている等の虚偽・不正があった場合は、修了証明書交付後であっても修了は無効となり、修了証明書を返還してもらう場合があります。

9 研修中の留意事項

別紙2のとおり

10 受講手続き

(1) 受講申込

受講を希望する者は、当財団ホームページから「受講申込書」をダウンロードのうえ、必要事項を記入し必要書類を添え、令和2年4月12日（日）（消印有効）までに当財団あて送付してください。

なお、必要書類については、ホームページでご確認ください。

(2) 受講決定

受講の可否について、研修開始1か月前までに当財団から通知することとし、受講が決定した者には「受講決定通知書」を郵送します。

(3) 受講の確認及び受講料の納入（以下の手順で行ってください）

ア 「受講決定通知書」に同封された「受講確認書」に受講の有無を記入し、指定された期日までに当財団あて送付してください。

イ 受講料は、初回の研修中に指定の振込用紙を配布しますので、指定された期日までに郵便局から振込み、「郵便振替払込受付証明書」を事務局に提出してください。詳細はオリエンテーションで説明します。

ウ 一旦納入された受講料は、原則返還いたしません。

11 受講料

16,500円（岩手県手数料条例による）

12 個人情報の取り扱いについて

受講申込書類に記載された個人情報につきましては、公益財団法人いきいき岩手支援財団「個人情報保護規程」に基づき適正に管理いたします。

なお、当該研修の修了者の情報につきましては、「岩手県介護支援専門員研修実施要綱」に基づき岩手県知事に提出いたします。

13 その他

受講にあたっては、主任介護支援専門員として介護支援専門員に指導した「介護支援専門員の指導・支援の実践事例（スーパービジョン実践報告）」の提出が必要です。詳しくは、受講決定通知でお知らせいたします。

14 申込み及びお問合せ先

〒020-0015 盛岡市本町通3丁目19-1 岩手県福祉総合相談センター3階

公益財団法人 いきいき岩手支援財団 公表・研修課

電話：019-629-2300 FAX：019-625-7494

いきいき岩手支援財団ホームページ <http://www.silverz.or.jp/>